

介護保険料

国民健康保険税

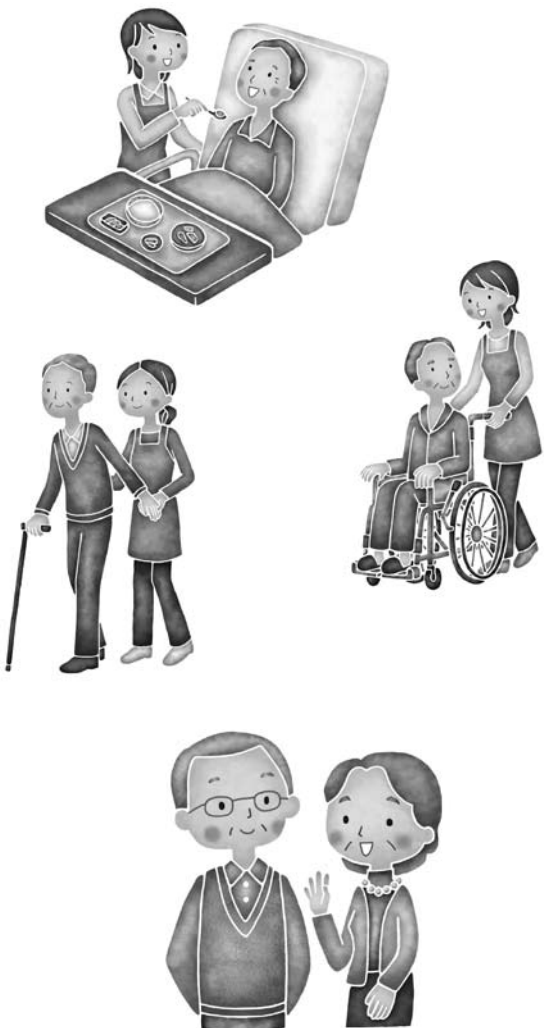
後期高齢者医療保険料

納付方法と通知書発送のお知らせ

税務課税制係 ☎(63)2117

介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険は、みなさんの保険料（税）で支えられています。納期限内に必ず納めましょう。

今回は、各保険料の納付方法などについてお知らせします。



介護保険料

介護保険は、40歳以上の人が加入する社会保障の制度です。みなさんが納める介護保険料は、国や県、鹿沼市の負担金などとともに、大切な財源になっています。

納付方法

65歳以上の人の納め方は、公的年金の受給額などにより特別徴収（年金から天引き）の人と、普通徴収（納入書または口座振替で納める）の人に分かれます。

特別徴収の場合は、公的年金の定期払い（年6回）の際に天引きします。普通徴収の場合は、市から送付される納入書で納めてください。または口座から引き落としします。

なお、40～64歳の人は、加入している医療保険の中で納めます。

特別徴収になる人

- ・公的年金の年間受給額が18万円以上の人

- ・公的年金を担保にしていない人

※これらに該当しても特別徴収にならない場合があります。

普通徴収になる人

- ・老齢・退職（基礎）年金などの年間受給額が18万円未満の人
- ・老齢福祉年金・恩給のみを受給している人

- ・年度途中で65歳になった人、転入した人

- ・年金の状況や保険料の変更などで特別徴収が中止になった人

国民健康保険税

国民健康保険は、自営業者や会社を退職し社会保険に加入していない人などが加入します。みなさんが納めた国民健康保険税を医療費に充てることで、加入者の健康を支える制度です。

納税義務者

国保税の納税義務者は世帯主です。世帯主が国保に加入していない人も、家族に国保加入者がいれば、納税通知書は世帯主に届きます。

納付方法

普通徴収（納付書や口座振替による納付）または特別徴収（年金天引き）で納めます。

なお、公的年金を受給している一部の人は、10月から国保税の特別徴収が始まります。

特別徴収になる人

次のすべてを満たす場合

- ・世帯主が国保に加入している
- ・世帯内の国保加入者全員が65歳以上75歳未満である（世帯主を含む）
- ・介護保険料が特別徴収されている

・世帯主の年金受給額が年額18万円以上である

・国保税と介護保険料との合計金

額が、天引き対象となる年金受給額の2分の1を超えない

※ひとつでも条件に当てはまらない場合は、普通徴収（納付書や口座振替による納付）になります。※世帯主が年度途中で75歳になる場合は対象になりません。

後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療制度は、75歳以上の全ての人（一部65歳以上の人も含む）が加入する医療制度で、保険料を高齢者の医療費に充てることで、高齢者の健康を支えています。

納付方法

特別徴収（年金天引き）を原則としますが、年金の受給額や社会保険などの扶養に入っていた人は、普通徴収（納入書や口座振替による納付）になる場合があります。

特別徴収になる人

次のすべてを満たす場合

- ・介護保険料が特別徴収されている人
- ・介護保険料と後期高齢者医療保険料との合計金額が、天引き対象となる年金受給額の2分の1を超えない人

※いずれかの条件に当てはまらない場合は、普通徴収になります。

通知書発送日と納期

【普通徴収の場合】

納税通知書は、7月15日(水)に発送します。

納期は年8回（7月～翌年2月）で、納期限は月末（月末が休日の場合はその翌日）です。口座振替の場合は納期限日に振り替えます。

第1期 (全期)	平成21年7月31日
第2期	8月31日
第3期	9月30日
第4期	11月2日
第5期	11月30日
第6期	12月28日
第7期	平成22年2月1日
第8期	3月1日

【10月から特別徴収になる場合】

納税通知書は7月15日(水)、特別徴収通知書は7月31日(金)に発送します。7月から9月は、普通徴収で納めます。10月からは特別徴収に切り替わります。

特別徴収		普通徴収		
2月	12月	10月	第3期	第2期
平成22年2月支給日	12月支給日	10月支給日	9月30日	8月31日
			第1期	平成21年7月31日

【すでに特別徴収になっている場合】特別徴収通知書は7月31日(金)に発送します。

国民健康保険税と

後期高齢者医療保険料は納付方法を変更できます

通知書で納付方法が特別徴収（年金天引き）となっても、申出書を提出すれば普通徴収（口座振替）に変更できます。

※これまでの納付状況等によって、変更が認められない場合があります。

※納付方法の変更は、2か月程度かかります。手続きの際に確認してください。

手続きに必要なもの

- ・口座振替をする預金通帳
- ・通帳のお届け印
- ・保険証

手続きするところ

納税課納税管理係
（市役所1階③番窓口）
☎(63)2116